

岡崎市木材利活用推進事業費補助金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、市内に森林を所有する者（以下「森林所有者」という。）等が行う間伐材の運搬に要する費用の負担軽減を図ることにより、市内の間伐を推進させ森林の管理保全を図りながら林業振興を図ることを目的として、予算の範囲内において交付する岡崎市木材利活用推進事業費補助金（以下「補助金」という。）に関し、必要な事項を定めるものとする。

(規則との関係)

第2条 補助金の交付に関しては、岡崎市市費補助金等に関する規則（昭和34年岡崎市規則第3号）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(補助対象者)

第3条 補助対象者は、森林経営管理法（平成30年法律第35号）第36条第3項により選定された民間事業者、森林法（昭和26年法律第249号）第11条に規定する森林経営計画の認定を受けた者及び森林所有者とする。

(補助対象事業)

第4条 補助対象事業は、市内の森林で伐採された間伐材を別表に掲げる原木市場等へ運搬して売り払う事業とし、事業に要する経費を証明する資料が添付できるものに限る。

2 間伐材の搬出について、国県等他の補助が受けられる場合にあつては、補助の対象外とする。

(補助金の額)

第5条 補助金の額は、前条に規定する事業に要する経費のうち、間伐材の運搬に要する経費について、補助対象者が自ら負担した額又は以下の計算式により算出した事業費の額と比較していずれか低い方の額に、2分の1を乗じて得た額とする。

計算式 搬出材積（ m^3 ） \times 2,500円

2 前項の規定により算出した補助金の額に千円未満の端数があるとき、又はその全額が千円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てる。

(交付申請)

第6条 補助金の交付を申請しようとする者は、岡崎市木材利活用推進事業費補

助金交付申請書（様式第1号。以下「交付申請書」という。）に、次の各号に掲げる書類を添えて、事業の着手1週間前までに市長に提出しなければならない。

- (1) 岡崎市木材利活用推進事業費補助金事業計画書兼収支予算書（様式第2号）
- (2) 間伐材の運搬予定量の見込みが分かる書類
- (3) 計画位置図
- (4) その他市長が必要と認める書類

2 申請は毎年度1月末日までに申請のあったものを対象とする。

（交付の決定）

第7条 市長は、前条の規定による交付申請書を受理したときは、その内容を審査し、適当と認めたときは補助金の交付を決定し、岡崎市木材利活用推進事業費補助金交付決定通知書（様式第3号。以下「交付決定通知書」という。）により、申請者に通知するものとする。

2 市長は、補助金の交付の目的を達成するために必要があるときは、条件を付することができる。

（補助対象事業の変更の承認）

第8条 補助金の交付決定を受けた者（以下「補助事業者」という。）は、当該交付決定に係る事業の内容について変更をしようとするときは、あらかじめ岡崎市木材利活用推進事業費補助金変更承認申請書（様式第4号）を市長に提出し、その承認を受けなければならない。

2 市長は、前項の承認をする場合において、補助金の交付の目的を達成するために必要があるときは、交付決定の内容を変更し、条件を付することができる。

（補助対象事業の中止又は廃止）

第9条 補助事業者は、補助対象事業を中止、又は廃止しようとするときは、あらかじめ岡崎市木材利活用推進事業費補助金（中止・廃止）承認申請書（様式第5号。以下「承認申請書」という。）を市長に提出し、その承認を受けなければならない。

2 市長は、前項の承認申請書を受理したときは、その内容を審査し、適当と認めたときは補助金の中止又は廃止を承認し、その旨を補助事業者に文書にて通知するものとする。

(実績報告)

第10条 補助事業者は、補助対象事業が完了したときは、岡崎市木材利活用推進事業費補助金実績報告書（様式第6号。以下「実績報告書」という。）に、次の各号に掲げる書類を添えて、完了の日から30日以内又は3月15日のいずれかの早い期日までに市長に提出しなければならない。

- (1) 岡崎市木材利活用推進事業費補助金事業報告書兼収支精算書（様式第7号）
- (2) 精算明細書の写し
- (3) 領収書等の写し
- (4) 次に掲げる状態がわかる同一地点での写真各1枚
 - ア 間伐材を運び出す前（本申請後に間伐する場合は立木の状態でも可）
 - イ 間伐材を運び出した後
- (5) その他市長が必要と認める書類

(額の確定)

第11条 市長は、前条の規定による実績報告書を受理したときは、その内容を審査し、必要に応じて現地での検査を行い、事業の成果が補助金の交付決定の内容に適合すると認めるときは、補助金の額を確定し、岡崎市木材利活用推進事業費補助金確定通知書（様式第8号）により、補助事業者に通知するものとする。

(補助金の交付)

第12条 補助金は、前条に規定する額の確定後、補助事業者からの請求により交付する。

(補助金の返還)

第13条 市長は、補助事業者が次の各号に該当する場合は、補助金の全部、若しくは一部を返還させることができる。

- (1) 交付決定の内容若しくはこれに付した条件に違反したとき。
- (2) 提出書類に虚偽の事項を記載し、又は補助金交付に関して不正の行為があったとき。

附 則

- 1 この要綱は、平成27年11月1日から施行する。
- 2 この要綱は、令和6年3月31日限り、その効力を失う。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

別表（第4条関係）

原木市場等一覧
(1) 木材市場
(2) 製材所
(3) 木材チップを取り扱う事業所
(4) 木質バイオマスを取り扱う事業所
(5) その他、立木の売払いが可能であると市長が認める事業所